

## 【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年2月12日

【四半期会計期間】 第16期第1四半期(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

【会社名】 フィンテック グローバル株式会社

【英訳名】 FinTech Global Incorporated

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 玉井 信光

【本店の所在の場所】 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号  
虎ノ門タワーズオフィス

【電話番号】 03-5733-2121

【事務連絡者氏名】 取締役 執行役員 財務部長兼事業統括部長  
鷺本 晴吾

【最寄りの連絡場所】 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号  
虎ノ門タワーズオフィス

【電話番号】 03-5733-2121

【事務連絡者氏名】 取締役 執行役員 財務部長兼事業統括部長  
鷺本 晴吾

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

##### 連結経営指標等

回次		第15期 第1四半期 連結累計(会計)期間	第16期 第1四半期 連結累計(会計)期間	第15期
会計期間		自平成20年10月1日 至平成20年12月31日	自平成21年10月1日 至平成21年12月31日	自平成20年10月1日 至平成21年9月30日
売上高	(千円)	842,661	1,762,068	10,385,341
経常損失	(千円)	2,318,321	477,967	21,197,306
四半期(当期)純損失	(千円)	2,107,367	156,941	12,091,075
純資産額	(千円)	15,049,187	5,207,007	5,447,836
総資産額	(千円)	65,802,106	13,514,088	15,766,064
1株当たり純資産額	(円)	12,122.43	3,727.13	3,851.31
1株当たり四半期(当期)純損失	(円)	1,744.31	129.90	10,008.43
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益	(円)	-	-	-
自己資本比率	(%)	22.3	33.3	29.5
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	1,525,162	1,774,786	8,333,833
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	6,939,651	2,591,312	7,687,744
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	11,086,046	1,857,017	19,674,600
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高	(千円)	6,848,886	3,206,397	5,811,512
従業員数	(名)	132	119	117

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式は存在しますが1株当たり四半期(当期)純損失であるため記載しておりません。

## 2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社の異動については、「3 関係会社の状況」に記載のとおりであります。

## 3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、以下の非連結子会社を新たに連結範囲に加えております。

名称	住所	資本金又は 出資金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) フィンテックア セットマネジメ ント㈱	東京都港区	100,000	不動産関連事業	100.0	・役員の兼任 ・貸室の転貸 ・総務・経理等 の管理業務受託

(注) 「主要な事業の内容」欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成21年12月31日現在

従業員数(名)	119 (17)
---------	----------

- (注) 1 従業員数は就業人員（使用人兼務役員及び当社グループから当社グループ外への出向者を除く。）であります。
- 2 従業員数欄の（外書）は、臨時従業員（派遣社員、契約社員、嘱託、パートタイマー、アルバイト）の当第1四半期連結会計期間の平均雇用人員であります。

### (2) 提出会社の状況

平成21年12月31日現在

従業員数(名)	46 (3)
---------	--------

- (注) 1 従業員数は就業人員（当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む。）であります。
- 2 従業員数欄の（外書）は、臨時従業員（派遣社員、アルバイト）の当第1四半期会計期間の平均雇用人員であります。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績

当社グループは生産を行っていないため、該当事項はありません。

#### (2) 受注実績

当社グループは受注を行っていないため、該当事項はありません。

#### (3) 販売実績

当第1四半期連結累計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
投資銀行事業	74,901	75.8
再保険保証事業	499,217	+ 57.8
不動産関連事業	1,132,708	+ 617.6
その他事業	55,241	6.3
合計	1,762,068	+ 109.1

(注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。

#### 2 主な相手先の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前第1四半期連結累計期間		当第1四半期連結累計期間	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
個人顧客			554,047	31.4
(株)アイベックス			348,109	19.8
Lloyd's Syndicate HDU 382			246,024	14.0
大和リビング(株)	258,547	30.6	179,224	10.2

3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### 2 【事業等のリスク】

#### (1) 前連結会計年度の有価証券報告書の事業等のリスクの重要な変更

2012年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の所持人の選択による平成22年2月8日の繰上償還を完了したことに伴い、前連結会計年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクのうち、「2012年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債について」を削除いたします。

#### (2) 将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他経営に重要な影響を及ぼす事象

当社グループは2012年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の所持人の選択による平成22年2月8日の繰上償還については完了しましたが、世界的な金融危機と景気後退の影響による不動産市況の悪化により、貸付債権等の大幅な引当処理を実行し資産圧縮を徹底させたことで、評価損や売却損、貸倒引当金繰入等により、2期連続して重要な営業損失を計上しており、当第1四半期連結累計期間においても、営業損失503,952千円を計上しております。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社グループといたしましては、収益基盤の早期確立のための経営戦略、費用削減体制の継続、営業貸付金の回収等、金融機関、投資家からの資金調達を推し進め、継続企業の前提に関する重要な疑義の解消を図っております。しかしながら、それぞれの今後の取組みが不十分な結果となった場合において、当社グループの経営成績及び財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

なお、文中における将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

### 3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。なお、当第1四半期連結会計期間末後、株式会社イントラストについて、平成22年2月3日に当社が所有する同社の全株式及び債権の譲渡を実行しております。詳細は「第5 経理の状況 1 四半期連結財務諸表」の重要な後発事象を参照してください。

### 4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

#### (1) 提出会社の代表者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する分析・検討内容

##### 経営成績の分析

当第1四半期連結累計期間におけるわが国の経済環境は、国内外の各種政策に支えられ景気は持ち直しを見せているものの、企業の設備投資は低調であり、雇用・所得環境は依然として厳しい状況が続いております。

当社グループの属する金融業界及び当社グループの主な顧客層が属する不動産業界においては、資金調達環境の改善により一部のREITや私募の不動産ファンドに物件取得の動きがみられ、不動産取引は回復しつつありますが、都心オフィス賃料の下落と空室率の上昇も継続しており、市況回復の足取りは鈍いものとなっております。

このような経営環境において、当社のコアビジネスである投資銀行事業では、日本の不動産分野に対し強い投資意欲を持つ国内外投資家との関係強化に努めるとともに、不動産会社やディストレスアセット、リファイナンス案件等の資金調達ニーズの探索を行い、投資家とのマッチングをさせるべくアレンジメント案件獲得に注力いたしました。また、マンション再販投資事業及び子会社SPCの不動産投資物件売却等により売上を計上しております。

プリンシパルファイナンスについては投融資残高の減少により金利収入が減少しておりますが、貸倒引当金については、営業貸付金の評価の一部見直しがあったことにより、特別利益として貸倒引当金戻入益172百万円を計上しております。また、連結の範囲に含めているベンチャーファンド（FINTECH GIMV FUND, L.P.）の投資先の一社で、成長過程においてダウンラウンド（前回増資の株価を下回る追加増資）を実行したことにより、売上原価に営業投資有価証券評価損137百万円を計上しております。

再保険保証事業においては、Crane Reinsurance Limitedが再保険の引受けを順調に積み上げるとともに、株式会社イントラストの滞納家賃保証事業も新規保証契約を獲得しました。

財務面においては、ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の一部買入消却を実施したことにより、当第1四半期連結会計期間末における残高は前連結会計年度末と比べ額面ベースで2,300百万円減少し5,650百万円としました。これにより、特別利益として社債償還益329百万円を計上しております。

なお、当第1四半期連結会計期間末後、以下の2つの重要な後発事象が発生しております。

株式会社イントラストについて、平成22年2月3日に当社が所有する同社の全株式及び債権の譲渡を実行しております。これにより特別損失として関係会社整理損失引当金繰入額296百万円を計上しております。

また、新株予約権付社債については、社債権者からの繰上償還請求により、第2四半期中の平成22年2月8日に2,560百万円を繰上償還しております。なお、残額3,090百万円（額面ベース）は当社子会社であるStellar Capital AGにて保有しておりますが、現時点では消却せず継続して保有する方針です。

これらの結果、当第1四半期連結累計期間の経営成績については、売上高は1,762百万円（前年同期比109.1%増）、営業損失は503百万円（前年同期は1,800百万円の損失）、経常損失は477百万円（前年同期は2,318百万円の損失）、四半期純損失は156百万円（前年同期は2,107百万円の損失）となりました。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであります。

・投資銀行事業

(a)アレンジャー業務

顧客である上場企業の資金調達アドバイザー業務及び事業再生案件のアレンジメントにより、アレンジャー業務の売上高は18百万円（前年同期比54.0%減）、売上総利益は18百万円（前年同期比51.1%減）となりました。

(b)プリンシパルファイナンス業務

前連結会計年度において資産圧縮のため営業貸付金等の回収を進め投融資残高が減少した影響により、既存の投融資案件からの金利収入は減少しております。また、子会社のベンチャーファンド（FINTECH GIMV FUND, L.P.）の投資先の一社で、ダウンラウンドを実行したことにより、売上原価に137百万円の営業投資有価証券評価損を計上しております。

この結果、プリンシパルファイナンス業務の売上高は44百万円（前年同期比80.1%減）、売上総損失は97百万円（前年同期は79百万円の損失）となりました。

(c)その他投資銀行業務

特別目的会社の管理業務（アドミニストレーション業務）については、既存案件の減少により収益は減少しております。また、フィンテックグローバル証券株式会社が外国籍の私募ファンドの媒介により、収益を計上しております。

この結果、その他投資銀行業務の売上高は12百万円（前年同期比73.8%減）、売上総利益は12百万円（前年同期比73.4%減）となりました。

以上の結果、投資銀行事業の売上高は74百万円（前年同期比75.8%減）、売上総損失は66百万円（前年同期は4百万円の利益）、営業損失は532百万円（前年同期は1,938百万円の損失）となりました。

・再保険保証事業

再保険事業はCrane Reinsurance Limitedが再保険引受を順調に積み上げ、また、滞納家賃保証事業は、株式会社イントラストが新規保証を増加させております。

以上の結果、再保険保証事業の売上高は499百万円（前年同期比57.8%増）、売上総利益は128百万円

(前年同期比43.0%減)、営業損失は10百万円(前年同期は39百万円の利益)となりました。

#### ・不動産関連事業

当事業においては、マンション再販投資事業において348百万円の売上を確保したほか、子会社SPCが投資物件の売却等を行い583百万円の売上を計上しております。

株式会社ベルスは、厳しい不動産市況に加えてクライアントの業績低下の影響により、不動産紹介ビジネス及び社宅代行ビジネス等が影響を受けておりますが、ここ数年拡大してきた福利厚生会社との協業を推進しました。

以上の結果、不動産関連事業の売上高は1,132百万円(前年同期比617.6%増)、売上総利益は158百万円(前年同期比122.4%増)、営業損失は16百万円(前年同期は29百万円の損失)となりました。

#### ・その他事業

株式会社パブリック・マネジメント・コンサルティングは、全国の会計事務所や日本電気株式会社(NEC)などのアライアンスパートナーからの受注を含め、累計で約80の地方自治体(4県含む)との契約を獲得しております。各地方自治体は、景気悪化による税収減により、依然財政的には厳しいものの、一部、固定資産台帳整備を中心とした公会計準備に取り組む団体も増えてきており、受注動向に回復の兆しが見え始めております。

以上の結果、売上高は55百万円(前年同期比6.3%減)、売上総利益は15百万円(前年同期比27.0%減)、営業損失は12百万円(前年同期は8百万円の損失)となりました。

所在地別セグメントの業績は次のとおりであります。

#### ・日本

日本においては、コアビジネスの投資銀行事業において、国内外投資家との関係構築及び投融資案件の探索によりアレンジメント案件獲得に注力し、アレンジャー業務で資金調達アドバイザー業務などを行っております。しかしながら、アレンジ件数は減少しており、投融資にかかる金利収入についても減少傾向であります。一方で、保証事業において、滞納家賃保証事業が新規保証契約数を伸張させ、不動産関連事業ではマンション再販投資事業、子会社SPCの投資不動産売却及び株式会社ベルスの不動産紹介ビジネス等により収益を上げたことにより、日本における売上高は1,516百万円、営業損失は361百万円となりました。

#### ・欧米

再保険事業において、Crane Reinsurance Limitedが世界保険市場の中心であるロイズで事業展開している再保険会社Hardy Underwriting Bermuda Limitedとの提携により、同社の引き受ける再保険契約の一部を自動的に取り込むことで、保険料収入が伸長しました。

以上の結果、売上高は246百万円、営業損失は206百万円となりました。

なお、所在地別セグメントの業績は、前四半期連結累計期間については、全セグメントの売上高の合計に占める日本の割合が90%超であり、所在地別セグメントの記載を省略していたため、前四半期連結累計期間との比較は行っておりません。

## 財政状態の分析

(総資産)

当第1四半期連結会計期間末における総資産は13,514百万円（前連結会計年度末比14.3%減）となりました。これは主として、現金及び預金が2,605百万円減少し、営業貸付金が2,611百万円減少したものの、子会社が当社新株予約権付社債を取得したことなどにより投資有価証券が2,779百万円増加したことによるものであります。

（負債）

当第1四半期連結会計期間末における負債は8,307百万円（前連結会計年度末比19.5%減）となりました。これは主として、新株予約権付社債の買入消却により2,300百万円減少したものの、株式会社イントラストの株式及び債権譲渡に係る関係会社整理損失引当金により296百万円増加したことによるものであります。

（純資産）

当第1四半期連結会計期間末における純資産は5,207百万円（前連結会計年度末比4.4%減）となりました。これは主に、四半期純損失156百万円の計上等による利益剰余金の減少によるものであります。

キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、3,206百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動による資金の増加は、1,774百万円（前年同期比16.4%増）となりました。

増加の主な内訳は、関係会社整理損失引当金の増加296百万円、営業貸付金の減少2,611百万円であり、減少の主な内訳は、税金等調整前四半期純損失259百万円の計上に加え、貸倒引当金の減少979百万円、新株予約権付社債償還益329百万円であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動による資金の減少は、2,591百万円（前年同期は6,939百万円の増加）となりました。

増加の主な内訳は、短期貸付金の減少319百万円であり、減少の主な内訳は、当社新株予約権付社債の買入れによる投資有価証券の取得による支出2,883百万円であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動による資金の減少は、1,857百万円（前年同期は11,086百万円の減少）となりました。

減少の主な内訳は、社債の償還による支出1,741百万円であります。

事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

研究開発活動

該当事項はありません。

(2) 事業等のリスクに記載した重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事実等を解消し、又は改善するための対応策

「2 事業等のリスク」に記載しているとおり、当社グループには将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他経営に重要な影響を及ぼす事象が存在しております。当社グループといたしましては、当該状況を解消すべく、下記の対応策を策定し取り組んでおります。



### 収益基盤の早期確立

従来のデットファイナンスのアレンジメントを更に拡充させるために、また顧客の第三者割当増資等のエクイティファイナンスアレンジの受託といった新たな収益機会を創出するために、金融機関だけでなく、国内外の投資家との関係を強化いたします。

資金運用ニーズがある投資家へのアプローチとしては、特に年金ファンドやプライベートバンク等との更なる強固な関係の構築を目指し、資金調達ニーズのある顧客とのマッチング、投融資機会の提供、投融資資金の招聘及び受託を行い、プロダクトを組成・販売して参ります。

資金調達ニーズのある顧客へのアプローチについては、デット・エクイティ両面におけるファイナンスニーズの開拓や案件創出を加速するための、案件加工能力、遂行能力の強化を目的に、投資銀行本部の体制強化及び充実化を進めております。また、投資対象となる案件のリサーチ・ソーシングの強化、顧客である事業会社、地方自治体等の資金調達ニーズにあった金融プロダクトの提供を図って参ります。

そして、これら業務を推進していく体制整備といたしまして、アセットマネジメント機能、証券機能の充実を図り、必要に応じて他社とのアライアンスや買収も視野に置いて、投資銀行としての機能強化を図るとともに、グループ会社の再整備を行って参ります。

また、公共財関連事業は、公会計、PPP (Public Private Partnership: 公民連携)、財務のコンサルティングを展開しノウハウを蓄積させるとともに、ファイナンスアレンジメントやアセットマネジメントへ向けての取組みを進めて参ります。

### 費用の削減体制の継続

前連結会計年度より、すでに大幅な費用の見直しを実施しておりますが、無駄をそぎ落とした事業推進を継続して参ります。

### 営業貸付金の回収等

営業貸付金の回収や資産売却による流動性の確保に努めて参ります。

### 金融機関、投資家等からの資金調達

金融機関及び投資家等からの新規の借入等の資金調達を検討いたします。

### 第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	3,084,000
計	3,084,000

##### 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成21年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年2月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,208,135	1,208,135	東京証券取引所 (マザーズ)	(注) 2
計	1,208,135	1,208,135	-	-

- (注) 1 提出日現在の発行数には、平成22年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。
- 2 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、当社は単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権(ストックオプション)

(平成13年12月25日 株主総会の特別決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	「(1)株式の総数等 発行済株式」に記載の普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	725(注)1, 4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり667(注)2, 4
新株予約権の行使期間	平成15年12月26日から平成23年12月25日まで (当社取締役及び従業員)  当社上場後から平成23年12月25日まで (認定支援者)(注)3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 667 (注)2, 4 資本組入額 667 (注)2, 4
新株予約権の行使の条件	当社取締役、又は従業員であることを要す (認定支援者を除く)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡することはできないものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 当社が株式分割等により株式を発行する場合は、未行使の新株引受権の目的たる株式数は次の算式により調整し、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times \frac{(\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数})}{(\text{既発行株式数})}$$

2 当社が株式の分割及び発行価額を下回る価格で新株を発行する場合、又は転換社債及び新株引受権付社債を発行する場合は、次の算式により発行価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$(\text{調整後発行価額}) = \frac{(\text{既発行株式数}) \times (\text{調整前発行価額}) + (\text{新発行株式数}) \times (1 \text{株当たり払込金額})}{(\text{既発行株式数}) + (\text{新発行株式数})}$$

3 当社は「新事業創出促進法(経済産業省認定)」の認定事業者であります。

4 当社は平成16年12月20日付をもって普通株式1株につき5株の割合で、平成17年12月20日付をもって普通株式1株につき3株の割合で、また平成18年10月1日付をもって普通株式1株につき5株の割合でそれぞれ株式分割を行っております。このため、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、発行価格及び資本組入額はそれぞれ調整されております。

新株予約権

平成13年改正旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次の通りであります。

(平成16年6月16日 株主総会の特別決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	448
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	「(1)株式の総数等 発行済株式」に記載の普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	33,600 (注)1, 5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり5,334 (注)2, 3, 5
新株予約権の行使期間	平成18年7月1日から平成26年6月15日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 5,334 (注)2, 3, 5 資本組入額 5,334 (注)2, 3, 5
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者に譲渡、質入れその他一切の処分をすることができないものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により本新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとします。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で本新株予約権者が行使していない目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる単位未満の株式については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(又は併合)の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い又は株式交換を行い完全親会社となる場合、当社は必要と認める目的となる株式の数の調整を行います。

2 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整するものとします。但し、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

3 当社が時価を下回る価格で新株の発行(新株予約権の行使による場合を除く。)又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整するものとします。但し、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとします。なお、「既発行株式数」とは、発行済株式の総数から当社の保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する株式数」に読み替えるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4 新株予約権の行使条件

(1) 新株予約権の割当を受けたものは、本新株予約権の権利行使時においても、当社、当社の子会社又は関連会社の取締役、監査役又は従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由のある場合はこの限りではない。

(2) その他の条件及び新株予約権の譲渡に関する事項については、平成16年6月16日開催の臨時株主総会ならびに平成16年12月1日及び平成16年12月14日の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けたものとの間で締結する「新株予約権付与契約書」に定められている。

5 当社は平成16年12月20日付をもって普通株式1株につき5株の割合で、平成17年12月20日付をもって普通株式1株につき3株の割合で、また平成18年10月1日付をもって普通株式1株につき5株の割合でそれぞれ株式分割を行っております。このため、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、発行価格及び資本組入額はそれぞれ調整されております。

(平成16年12月3日 株主総会の特別決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	79
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	「(1)株式の総数等 発行済株式」に記載の普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5,925 (注)1, 5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり14,667(注)2, 3, 5
新株予約権の行使期間	平成18年12月10日から平成26年11月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 14,667(注)2, 3, 5 資本組入額 14,667(注)2, 3, 5
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者に譲渡、質入れその他一切の処分をすることができないものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により本新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で本新株予約権者が行使していない目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる単位未満の株式については、これを切り捨てるものとし、

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(又は併合)の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い又は株式交換を行い完全親会社となる場合、当社は必要と認める目的となる株式の数の調整を行います。

2 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整するものとし、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとし、

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

3 時価を下回る価格で新株の発行(新株予約権の行使による場合を除く。)又は自己株式の処分を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって、次の算式により払込金額を調整するものとし、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとし、なお、「既発行株式数」とは、発行済株式の総数から当社の保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する株式数」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとし、

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4 新株予約権の行使条件

(1) 新株予約権の割当を受けたものは、本新株予約権の権利行使時においても、当社、当社の子会社又は関連会社の取締役、監査役又は従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由のある場合はこの限りではない。

(2) その他の条件及び新株予約権の譲渡に関する事項については、平成16年12月3日開催の定時株主総会及び平成17年12月2日の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けたものとの間で締結する「新株予約権付与契約書」に定められている。

5 当社は、平成17年12月20日付をもって普通株式1株につき3株の割合で、平成18年10月1日付をもって普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。このため、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、発行価格及び資本組入額はそれぞれ調整されております。

(平成17年12月20日 株主総会の特別決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	75
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	「(1)株式の総数等 発行済株式」に記載の普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	375 (注) 1, 5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり145,979(注) 2, 3, 5
新株予約権の行使期間	平成20年1月1日から平成27年11月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 145,979(注) 2, 3, 5 資本組入額 72,990(注) 2, 3, 5
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する場合は、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により本新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとします。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で本新株予約権者が行使していない目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(又は併合)の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い又は株式交換を行い完全親会社となる場合、当社は合理的に必要と認められる範囲内で目的となる株式の数の調整を行います。

2 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整するものとします。但し、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

3 時価を下回る価格で新株を発行する場合又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。)は、次の算式により払込金額を調整するものとします。但し、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとします。なお、「既発行株式数」とは、発行済株式の総数から当社の保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

4 新株予約権の行使条件

(1) 新株予約権の割当を受けたものは、本新株予約権の権利行使時においても、当社及び当社の子会社又は関連会社の取締役、監査役又は従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由のある場合はこの限りではない。

(2) その他の条件については、平成17年12月20日開催の定時株主総会及び平成18年4月27日の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けたものとの間で締結する「新株予約権付与契約書」に定められている。

5 当社は、平成18年10月1日付をもって普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。このため、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、発行価格及び資本組入額はそれぞれ調整されております。

会社法に基づき発行した新株予約権は次の通りであります。

(平成18年12月20日 株主総会の特別決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	808
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	「(1)株式の総数等 発行済株式」に記載の普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	808 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり71,130(注) 2, 3
新株予約権の行使期間	平成21年6月4日から 平成28年11月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 71,130(注) 2, 3 資本組入額 35,565(注) 2, 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する場合は、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い又は株式交換を行い完全親会社となる場合、当社は合理的に必要と認められる範囲内で目的となる株式の数の調整を行います。

2 当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合は、それぞれ効力発生の時をもって、次の算式により行使価額を調整するものとします。但し、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

3 当社が時価を下回る価格で新株の発行又は自己株式の処分(ストックオプションの権利行使による新株発行又は自己株式の処分を行う場合を除く。)を行う場合は、次の算式により行使価額を調整するものとします。但し、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する株式数」に読み替えるものとします。

4 新株予約権の行使条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。
- (2) 新株予約権割当契約で権利行使期間中の各年(6月4日から翌年6月3日までの期間)において権利行使できる新株予約権の個数の上限又は新株予約権の行使によって発行される株式の発行価額の合計額の上限を定めることができるものとする。
- (3) その他権利行使の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、新株予約権割当契約に定めるところによる。



(平成20年12月19日 株主総会の特別決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	240
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	「(1)株式の総数等 発行済株式」に記載の普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	240 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり2,695(注) 2
新株予約権の行使期間	平成22年12月29日から平成30年11月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,695(注) 2 資本組入額 1,348(注) 2
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する場合は、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

(注) 1 当社が株式分割(株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により本新株予約権の目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)を調整するものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \frac{\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}}{\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}}$$

また、上記のほか、割当日後、付与株式数を調整することが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができます。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

2 当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}}$$

当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式に使用する「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えます。

さらに、上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て又は他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができます。

3 新株予約権の行使条件

(1) 新株予約権者は、当社または当社の子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位に該当しなくなった場合、該当しなくなった時点で未行使の本新株予約権全部を放棄する。但し、任期満了による退任、定年退職の場合、又はその他これに準ずる正当な理由があるものと当社の取締役会が判断した場合は、地位に該当しなくなった時点から1年を経過した日、又は本新株予約権の行使期間の最終日のいずれか早く到来する日において、未行使の本新株予約権全部を放棄する。

(2) 新株予約権者は、本新株予約権の全部又は一部について、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができないものとする。

(3) その他権利行使の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、新株予約権割当契約に定めるところによる。

4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとします。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

新株予約権の取得条項

(注) 5 に準じて決定する。

その他の新株予約権の行使の条件

(注) 3 に準じて決定する。

- 5 以下の 、 、 、 又は の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は代表取締役の決定がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(平成21年12月18日 株主総会の特別決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	278
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	「(1)株式の総数等 発行済株式」に記載の普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	278 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり3,220(注) 2
新株予約権の行使期間	平成23年12月28日から平成31年11月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,220(注) 2 資本組入額 1,610(注) 2
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する場合は、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

(注) 1 当社が株式分割(株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により本新株予約権の目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)を調整するものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \frac{\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}}{\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}}$$

また、上記のほか、割当日後、付与株式数を調整することが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができます。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

2 当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}}$$

当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式に使用する「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えます。

さらに、上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て又は他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができます。

3 新株予約権の行使条件

(1) 新株予約権者は、当社または当社の子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位に該当しなくなった場合、該当しなくなった時点で未行使の本新株予約権全部を放棄する。但し、任期満了による退任、定年退職の場合、又はその他これに準ずる正当な理由があるものと当社の取締役会が判断した場合は、地位に該当しなくなった時点から1年を経過した日、又は本新株予約権の行使期間の最終日のいずれか早く到来する日において、未行使の本新株予約権全部を放棄する。

(2) 新株予約権者は、本新株予約権の全部又は一部について、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができないものとする。

(3) その他権利行使の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、新株予約権割当契約に定めるところによる。

4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとします。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

新株予約権の取得条項

(注) 5 に準じて決定する。

その他の新株予約権の行使の条件

(注) 3 に準じて決定する。

- 5 以下の 、 、 、 又は の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権付社債

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

(2012年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債)

(取締役会決議 平成19年 1月22日)

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	565
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	「(1)株式の総数等 発行済株式」に記載の普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	35,624 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり158,600(注) 2
新株予約権の行使期間	平成19年 2月22日から平成24年 1月25日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 158,600(注) 2, 3, 4 資本組入額 79,300(注) 2, 3, 4
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権は転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできない。
代用払込みに関する事項	(注) 4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6
新株予約権付社債の残高(百万円)	5,650

(注) 1 本新株予約権の行使により当社が新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を移転(以下、当社普通株式の発行又は移転を当社普通株式の「交付」という。)する当社普通株式の数は、行使された本新株予約権に係る本社債の額面金額の総額を転換価額で除した数とします。

2 転換価額の調整

転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る価額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(新株予約権の行使及び転換予約権付株式の転換予約権の行使の場合等を除く。)には、次の算式により調整されるものとします。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式(当社が保有するものを除く。)の総数をいいます。

$$\text{調整後転換価額} = \frac{\text{調整前転換価額} \times \left( \frac{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数} \times 1 \text{株当りの発行又は処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割(無償割当てを含む。)又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されるものを含む。)の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整されるものとする。

3 本新株予約権の行使の条件

(1) 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(2) 本新株予約権付社債所持人は、平成22年12月31日までは、ある四半期の初日から最終日の期間において、当社普通株式の終値が、当該四半期の直前の四半期の最後の取引日に終了する30連続取引日のうちいずれかの20取引日において、当該直前の四半期の最後の取引日において適用のある転換価額の120%を超える場合に限り、本新株予約権を行使することができる。なお、かかる計算は平成22年12月31日に終了する四半期には行わないものとする。平成23年 1月 1日以降の期間においては、本新株予約権付社債所持人は、当社普通株式の終値が少なくとも 1 取引日において当該取引日に適用のある転換価額の120%を超える場合は、以後いつでも、本新株予約権を行使することができる。但し、本(2)記載の本新株予約権の行使の条件は、以下 及び の期間中は適用されない。なお、本項において「取引日」とは、東京証券取引所が開設されている日をいい、当社普通株式の終値が発表されない日を含まない。

当社が、本新株予約権付社債所持人に対し、下記(注) 5 (1)記載の当社の選択による本社債の繰上償還に係る通知を行った後の期間

当社が組織再編行為を行う場合、本新株予約権付社債所持人に対して当該組織再編行為に関する通知を行った日以降の期間

4 本新株予約権 1 個の行使に際し、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとします。また、本新株予約権 1 個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の額面金額と同額とします。

5 本社債の繰上償還

本社債は繰上償還に関して主に以下のように定めております。

(1) 当社の選択による繰上償還

クリーンアップ条項による繰上償還

残存する本社債の額面金額総額が、税制変更等による繰上償還、当社が組織再編行為を行う場合の繰上償還の通知を行う前のいずれかの時点において、発行時の本社債の額面金額総額の10%を下回った場合、当社は、その選択により、本新株予約権付社債所持人に対して、償還日から30日以上60日以内の事前の繰上償還の通知(かかる通知は取り消すことができない。)を行った上で、残存する本社債の全部(一部は不可。)を本社債額面金額の100%で繰上償還することができる。

- (2) 本新株予約権付社債所持人の選択による繰上償還  
本新株予約権付社債所持人は、その選択により、当社に対し、平成22年2月8日(以下「任意償還日」という。)において、その保有する本社債を本社債額面金額の100%で償還することを請求することができる。かかる請求をするためには、本新株予約権付社債所持人は、当該任意償還日に先立つ30日以上60日以内の期間に所定の償還通知書とともに当該本新株予約権付社債券を本社債の支払代理人に預託しなければならない。かかる通知は当社の書面による同意がない限り、取り消し又は撤回することができない。
- 6 当社が組織再編行為を行う場合、当社は承継会社等をして、承継会社等の新株予約権の交付をさせるよう最善の努力を尽くすことを定めておりますが、その主な内容は以下のように定めております。
  - (1) 交付される承継会社等の新株予約権の数  
当該組織再編行為の効力発生日直前において残存する本新株予約権付社債の本新株予約権付社債所持人が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。
  - (2) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の種類  
承継会社等の普通株式とする。
  - (3) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の数  
承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編行為の条件を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、以下に従う。なお、転換価額は上記(注)2と同様な調整に服する。  
合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編行為において受領する承継会社等の普通株式の数を受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編行為に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の公正な市場価値(独立のフィナンシャル・アドバイザー(本新株予約権付社債の要項に定義する。以下本号において同じ。)に諮問し、その意見を十分に考慮した上で、当社が決定するものとする。)を承継会社等の普通株式の時価(本新株予約権付社債の要項に定義する。)で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。  
その他の組織再編行為の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債の所持人が得ることのできる経済的利益と同等の経済的利益(独立のフィナンシャル・アドバイザーに諮問し、その意見を十分に考慮した上で、当社が決定するものとする。)を受領できるように、転換価額を定める。
  - (4) 承継会社等の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法  
承継会社等の新株予約権1個の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、承継会社等の新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の額面金額と同額とする。
  - (5) 承継会社等の新株予約権を行使することができる期間  
当該組織再編行為の効力発生日又は承継会社等の新株予約権を交付した日のいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
  - (6) 承継会社等の新株予約権の行使の条件  
上記(注)3に準じて決定する。
  - (7) 承継会社等の新株予約権の取得条項  
承継会社等の新株予約権の取得条項は定めない。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成21年12月31日		1,208,135		10,764,317		10,351,900

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成21年9月30日の株主名簿により記載しております。

【発行済株式】

平成21年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,208,135	1,208,135	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	1,208,135	-	-
総株主の議決権	-	1,208,135	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が115株(議決権115個)含まれております。

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年10月	11月	12月
最高(円)	3,240	2,880	3,300
最低(円)	2,550	1,825	2,120

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場(マザーズ)における株価を記載しております。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

## 第5 【経理の状況】

### 1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結累計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び当第1四半期連結累計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結累計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、また、当第1四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び当第1四半期連結累計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、清和監査法人により四半期レビューを受けております。



1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	3,206,397	5,811,512
売掛金	192,162	186,152
有価証券	212,738	431,098
営業投資有価証券	5,873,356	6,059,149
販売用不動産	932,578	911,167
繰延税金資産	6,499	1,065
営業貸付金	8,725,071	11,336,718
未収入金	472,966	635,277
その他	1,085,228	1,325,440
貸倒引当金	11,255,465	12,234,548
流動資産合計	9,451,533	14,463,033
固定資産		
有形固定資産	186,204	196,647
無形固定資産		
のれん	456,477	474,371
その他	145,014	155,619
無形固定資産合計	601,491	629,990
投資その他の資産		
投資有価証券	2,958,600	178,747
その他	316,259	297,645
投資その他の資産合計	3,274,859	476,393
固定資産合計	4,062,555	1,303,031
資産合計	13,514,088	15,766,064

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年9月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	63,916	63,038
短期借入金	125,000	175,000
1年内返済予定の長期借入金	260,000	260,000
未払金	252,102	244,418
未払費用	57,863	85,008
未払法人税等	5,816	19,068
賞与引当金	52,148	107,007
債務保証損失引当金	-	13,006
関係会社整理損失引当金	296,360	-
その他	704,478	715,700
流動負債合計	1,817,686	1,682,247
固定負債		
新株予約権付社債	5,650,000	7,950,000
長期借入金	180,000	245,000
繰延税金負債	44,437	40,118
退職給付引当金	78,353	78,027
その他	536,603	322,833
固定負債合計	6,489,394	8,635,980
負債合計	8,307,081	10,318,228
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,764,317	10,764,317
資本剰余金	10,351,900	10,351,900
利益剰余金	16,510,854	16,353,913
株主資本合計	4,605,363	4,762,304
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	4,423	1,477
為替換算調整勘定	98,065	107,466
評価・換算差額等合計	102,488	108,944
新株予約権	21,715	20,572
少数株主持分	682,417	773,903
純資産合計	5,207,007	5,447,836
負債純資産合計	13,514,088	15,766,064

(2)【四半期連結損益計算書】  
【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
売上高	842,661	1,762,068
売上原価	519,200	1,525,636
売上総利益	323,461	236,432
販売費及び一般管理費	2,124,287	740,385
営業損失( )	1,800,825	503,952
営業外収益		
受取利息	22,787	6,117
為替差益	-	31,273
還付加算金	15,501	-
負ののれん償却額	10,385	-
その他	1,658	4,931
営業外収益合計	50,332	42,323
営業外費用		
支払利息	19,013	1,392
有価証券運用損	433,858	6,471
支払手数料	33,134	8,305
為替差損	33,688	-
その他	48,133	169
営業外費用合計	567,828	16,338
経常損失( )	2,318,321	477,967
特別利益		
貸倒引当金戻入益	-	172,471
関係会社株式売却益	56,873	-
新株予約権付社債償還益	-	329,000
その他	-	14,826
特別利益合計	56,873	516,298
特別損失		
出資金清算損	259	890
前期損益修正損	1,127	-
関係会社整理損失引当金繰入額	-	296,360
その他	-	328
特別損失合計	1,387	297,579
税金等調整前四半期純損失( )	2,262,835	259,248
法人税、住民税及び事業税	2,416	1,577
法人税等調整額	712	1,114
法人税等合計	1,703	462
少数株主損失( )	157,171	102,769
四半期純損失( )	2,107,367	156,941

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純損失( )	2,262,835	259,248
減価償却費	34,655	28,801
貸倒引当金の増減額( は減少)	1,191,787	979,082
賞与引当金の増減額( は減少)	76,905	54,858
債務保証損失引当金の増減額( は減少)	-	13,006
関係会社整理損失引当金の増減額( は減少)	-	296,360
受取利息	22,800	6,117
資金原価及び支払利息	25,232	20,043
関係会社株式売却損益( は益)	56,873	-
新株予約権付社債償還損益( は益)	-	329,000
売上債権の増減額( は増加)	46,833	4,953
営業投資有価証券の増減額( は増加)	233,545	202,667
たな卸資産の増減額( は増加)	640,787	21,411
営業貸付金の増減額( は増加)	2,765,274	2,611,647
未収入金の増減額( は増加)	100,431	165,080
未払金の増減額( は減少)	378,220	39,509
未払費用の増減額( は減少)	56,579	26,114
その他	387,512	123,721
小計	1,108,898	1,794,038
利息の受取額	13,314	5,725
利息の支払額	57,393	21,087
法人税等の支払額又は還付額( は支払)	1,208,151	3,889
供託金の支払による支出	747,809	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,525,162	1,774,786
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有価証券の増減額( は増加)	3,281,887	17,610
投資有価証券の取得による支出	-	2,883,138
短期貸付金の増減額( は増加)	1,108,440	319,651
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	4,687,316	-
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	901	-
その他	77,984	10,214
投資活動によるキャッシュ・フロー	6,939,651	2,591,312
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の増減額( は減少)	8,949,502	50,000
長期借入金の返済による支出	2,135,380	65,000
配当金の支払額	1,164	517
社債の償還による支出	-	1,741,500
財務活動によるキャッシュ・フロー	11,086,046	1,857,017

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
現金及び現金同等物に係る換算差額	30,070	3,696
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	2,651,302	2,669,847
現金及び現金同等物の期首残高	9,500,189	5,811,512
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	-	64,733
現金及び現金同等物の四半期末残高	1 6,848,886	1 3,206,397

### 【継続企業の前提に関する注記】

当第1四半期連結累計期間（自平成21年10月1日至平成21年12月31日）

当社グループは2012年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の所持人の選択による平成22年2月8日の繰上償還については完了しましたが、世界的な金融危機と景気後退の影響による不動産市況の悪化により、貸付債権等の大幅な引当処理を実行し資産圧縮を徹底させたことで、評価損や売却損、貸倒引当金繰入等により、2期連続して重要な営業損失を計上しており、当第1四半期連結累計期間においても、営業損失503,952千円を計上しております。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当該状況を解消すべく、当社グループは下記の対応策を策定し取り組んでおります。

#### （1）収益基盤の早期確立

従来のデットファイナンスのアレンジメントを更に拡充させるために、また顧客の第三者割当増資等のエクイティファイナンスアレンジの受託といった新たな収益機会を創出するために、金融機関だけでなく、国内外の投資家との関係を強化いたします。

資金運用ニーズがある投資家へのアプローチとしては、特に年金ファンドやプライベートバンク等との更なる強固な関係の構築を目指し、資金調達ニーズのある顧客とのマッチング、投融資機会の提供、投融資資金の招聘及び受託を行い、プロダクトを組成・販売して参ります。

資金調達ニーズのある顧客へのアプローチについては、デット・エクイティ両面におけるファイナンスニーズの開拓や案件創出を加速するための、案件加工能力、遂行能力の強化を目的に、投資銀行本部の体制強化及び充実化を進めております。また、投資対象となる案件のリサーチ・ソーシングの強化、顧客である事業会社、地方自治体等の資金調達ニーズにあった金融プロダクトの提供を図って参ります。

そして、これら業務を推進していく体制整備といたしまして、アセットマネジメント機能、証券機能の充実を図り、必要に応じて他社とのアライアンスや買収も視野にいれて、投資銀行としての機能強化を図るとともに、グループ会社の再整備を行って参ります。

また、公共財関連事業は、公会計、PPP（Public Private Partnership: 公民連携）、財務のコンサルティングを展開しノウハウを蓄積させるとともに、ファイナンスアレンジメントやアセットマネジメントへ向けての取組みを進めて参ります。

#### （2）費用の削減体制の継続

前連結会計年度より、すでに大幅な費用の見直しを実施しておりますが、無駄をそぎ落とした事業推進を継続して参ります。

#### （3）営業貸付金の回収等

営業貸付金の回収や資産売却による流動性の確保に努めて参ります。

#### （4）金融機関、投資家等からの資金調達

金融機関及び投資家等からの新規の借入等の資金調達を検討いたします。

しかし、これらの対応策は実施途上にあり、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められません。

四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響を四半期連結財務諸表に反映しておりません。



【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)
連結の範囲に関する事項の変更 当第1四半期連結会計期間において、重要性が増したことなどにより、フィンテックアセットマネジメント㈱を連結の範囲に含めております。

【表示方法の変更】

当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)
(四半期連結貸借対照表関係) 前第1四半期連結会計期間において、投資その他の資産に含めていた「投資有価証券」は、資産総額の100分の10を超えたため、当第1四半期連結会計期間より区分掲記することとしております。なお、前第1四半期連結会計期間の投資その他の資産に含まれる「投資有価証券」は54,154千円であります。

【簡便な会計処理】

当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)
固定資産の減価償却費の算定方法 定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

当第1四半期連結累計期間(自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)

該当事項はありません。



【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)		前連結会計年度末 (平成21年9月30日)	
1		1	
有形固定資産の減価償却累計額	185,341千円	有形固定資産の減価償却累計額	169,124千円
2 偶発債務		2 偶発債務	
(1) 保証債務		(1) 保証債務	
		(株)アキムラ シー・アイ・エックス	211,236千円
		計	211,236千円
(2) 連帯保証債務		(2) 連帯保証債務	
(株)イントラストによる賃貸保証事業に係る保証極度相当額	223,096,624千円	(株)イントラストによる賃貸保証事業に係る保証極度相当額	189,507,193千円
(入居者数に平均家賃、保証期間を乗じたものではありません)		(入居者数に平均家賃、保証期間を乗じたものではありません)	

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)
1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 役員報酬 106,811千円 従業員給与 218,176千円 貸倒引当金繰入額 1,192,229千円 賞与引当金繰入額 30,147千円 退職給付費用 5,737千円 減価償却費 28,436千円 賃借料 69,854千円 支払手数料 217,289千円 のれんの償却額 17,885千円	1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 役員報酬 64,753千円 従業員給与 162,288千円 賞与引当金繰入額 56,537千円 退職給付費用 2,773千円 減価償却費 22,414千円 賃借料 63,847千円 支払手数料 156,061千円 のれんの償却額 34,613千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)
1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年12月31日現在)	1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年12月31日現在)
現金及び預金勘定 6,848,886千円 現金及び現金同等物 6,848,886千円	現金及び預金勘定 3,206,397千円 現金及び現金同等物 3,206,397千円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成21年12月31日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	1,208,135

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

会社名	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の 目的となる 株式の数(株)	当第1四半期 連結会計期間末残高 (千円)
提出会社	平成19年2月発行ユー ロ円建新株予約権付社 債に付した新株予約権	普通株式	35,624	
	ストック・オプション としての新株予約権			21,715
合計			35,624	21,715

(注)第5回新株予約権の一部、第6回新株予約権及び第7回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりませ  
 ん。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

	投資銀行 事業 (千円)	再保険保証 事業 (千円)	不動産関連 事業 (千円)	その他 事業 (千円)	計 (千円)	消去又は 全社 (千円)	連結 (千円)
売上高							
(1)外部顧客に対する 売上高	309,471	316,370	157,850	58,969	842,661	-	842,661
(2)セグメント間の内部 売上高又は振替高	63,526	-	-	-	63,526	(63,526)	-
計	372,997	316,370	157,850	58,969	906,187	(63,526)	842,661
営業利益又は営業損失 ( )	1,938,979	39,133	29,706	8,397	1,937,949	137,123	1,800,825

(注) 1 事業区分は、市場の類似性を考慮して区分しております。

2 各事業の主な業務内容

- (1) 投資銀行事業・・・アレンジャー業務、プリンシパルファイナンス業務、その他投資銀行業務
- (2) 再保険保証事業・・・信用補完・家賃保証・再保険の引受業務
- (3) 不動産関連事業・・・不動産開発・売買・賃貸・仲介業務
- (4) その他事業・・・公会計用ソフトウェアの開発・販売、コンサルティング

当第1四半期連結累計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

	投資銀行 事業 (千円)	再保険保証 事業 (千円)	不動産関連 事業 (千円)	その他 事業 (千円)	計 (千円)	消去又は 全社 (千円)	連結 (千円)
売上高							
(1)外部顧客に対する 売上高	74,901	499,217	1,132,708	55,241	1,762,068	-	1,762,068
(2)セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-	-
計	74,901	499,217	1,132,708	55,241	1,762,068	-	1,762,068
営業損失( )	532,355	10,912	16,784	12,028	572,079	68,126	503,952

(注) 1 事業区分は、市場の類似性を考慮して区分しております。

2 各事業の主な業務内容

- (1) 投資銀行事業・・・アレンジャー業務、プリンシパルファイナンス業務、その他投資銀行業務
- (2) 再保険保証事業・・・信用補完・家賃保証・再保険の引受業務
- (3) 不動産関連事業・・・不動産開発・売買・賃貸・仲介業務
- (4) その他事業・・・公会計用ソフトウェアの開発・販売、コンサルティング

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間（自平成20年10月1日至平成20年12月31日）

全セグメントの売上高の合計に占める日本の割合が、90%を超えるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

当第1四半期連結累計期間（自平成21年10月1日至平成21年12月31日）

	日本 (千円)	欧米 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高					
(1)外部顧客に対する売上高	1,516,043	246,024	1,762,068	-	1,762,068
(2)セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-
計	1,516,043	246,024	1,762,068	-	1,762,068
営業損失( )	361,235	206,397	567,632	63,679	503,952

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

- 2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域  
 欧米：スイス、バミューダ

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間（自平成20年10月1日至平成20年12月31日）

海外売上高が連結売上高の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

当第1四半期連結累計期間（自平成21年10月1日至平成21年12月31日）

	欧米	計
海外売上高(千円)	246,024	246,024
連結売上高(千円)	-	1,762,068
連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	14.0	14.0

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

- 2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域  
 欧米：バミューダ

- 3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

(デリバティブ取引関係)

当社グループの行っておりますデリバティブ取引は、企業集団の事業の運営において重要なものではありません。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期連結累計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

1 ストックオプションに係る当第1四半期連結累計期間における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費の株式報酬費用 1,142千円

2 当第1四半期連結累計期間に付与したストック・オプションの内容

会社名	提出会社
付与対象者の区分および人数(名)	当社従業員 59
株式の種類別ストック・オプション付与数(株) (注)	普通株式 278
付与日	平成21年12月28日
権利確定条件	権利確定日(権利行使期間の初日以降)において、当社または当社の子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位に該当することを要する。但し、任期満了による退任、定年退職の場合、又はその他正当な理由がある場合はこの限りではない。
対象勤務期間	平成21年12月28日～平成23年12月27日
権利行使期間	平成23年12月28日～平成31年11月30日
権利行使価格(円)	3,220
付与日における公正な評価単価(円)	2,519

(注)ストック・オプションの数を株式数に換算して記載しています。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末 (平成21年9月30日)
1株当たり純資産額 3,727円13銭	1株当たり純資産額 3,851円31銭

2 1株当たり四半期純損失及び潜在株式調整後1株当たり四半期純損失

前第1四半期連結累計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
1株当たり四半期純損失 1,744円31銭 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	1株当たり四半期純損失 129円90銭 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純損失の算定上の基礎

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純損失 (千円)	2,107,367	156,941
普通株式に係る四半期純損失(千円)	2,107,367	156,941
普通株式の期中平均株式数(株)	1,208,135	1,208,135
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益の算定に含まれな かった潜在株式について前連結会計年度末 から重要な変動がある場合の概要	<p>提出会社： 平成13年12月25日開催の株主総 会の特別決議による新株引受権 (ストック・オプション) 普通株式725株</p> <p>平成16年6月16日開催の株主総 会の特別決議による平成16年12 月1日及び平成16年12月14日発 行の新株予約権(ストック・オ プション) 524個(普通株式39,300株)</p> <p>平成16年12月3日開催の株主総 会の特別決議による平成17年12 月2日発行の新株予約権(ス tock・オプション) 146個(普通株式10,950株)</p> <p>平成17年12月20日開催の株主総 会の特別決議による平成18年4 月27日発行の新株予約権(ス tock・オプション) 590個(普通株式2,950株)</p> <p>平成19年2月8日発行のユーロ 円建転換社債型新株予約権付社 債に付した新株予約権 2,217個(普通株式139,785株)</p> <p>平成18年12月20日開催の株主総 会の特別決議による平成19年6 月4日発行の新株予約権(ス tock・オプション) 1,127個(普通株式1,127株)</p> <p>平成20年12月19日開催の株主総 会の特別決議による平成20年12 月29日発行の新株予約権(ス tock・オプション) 362個(普通株式362株)</p> <p>連結子会社：(株)イントラスト 新株予約権(ストック・オプシ ョン) 76個(普通株式76株)</p> <p>新株予約権(ストック・オプシ ョン) 101個(普通株式101株)</p>	<p>提出会社： 平成13年12月25日開催の株主総 会の特別決議による新株引受権(ス tock・オプション) 普通株式725株</p> <p>平成16年6月16日開催の株主総 会の特別決議による平成16年12月1 日及び平成16年12月14日発行の 新株予約権(ストック・オプシ ョン) 448個(普通株式33,600株)</p> <p>平成16年12月3日開催の株主総 会の特別決議による平成17年12月2 日発行の新株予約権(ストック・ オプション) 79個(普通株式5,925株)</p> <p>平成17年12月20日開催の株主総 会の特別決議による平成18年4月27 日発行の新株予約権(ストック・ オプション) 75個(普通株式375株)</p> <p>平成19年2月8日発行のユーロ円 建転換社債型新株予約権付社債に 付した新株予約権 565個(普通株式35,624株)</p> <p>平成18年12月20日開催の株主総 会の特別決議による平成19年6月4 日発行の新株予約権(ストック・ オプション) 808個(普通株式808株)</p> <p>平成20年12月19日開催の株主総 会の特別決議による平成20年12月29 日発行の新株予約権(ストック・ オプション) 240個(普通株式240株)</p> <p>平成21年12月18日開催の株主総 会の特別決議による平成21年12月28 日発行の新株予約権(ストック・ オプション) 278個(普通株式278株)</p> <p>連結子会社：(株)イントラスト 新株予約権(ストック・オプシ ョン) 76個(普通株式76株)</p> <p>新株予約権(ストック・オプシ ョン) 101個(普通株式101株)</p>

(重要な後発事象)

当第1四半期連結累計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

1. 子会社の株式及び債権の譲渡

当社は平成22年2月1日開催の取締役会において、連結子会社である株式会社イントラスト(以下、「イントラスト」といいます。)の全株式及びイントラストに対する債権を譲渡することを決議し、平成22年2月3日に当該株式及び債権を譲渡いたしました。

(1) 子会社株式及び債権の譲渡の理由

家賃保証事業を行うイントラストは、前々期より黒字転換し業績は順調に伸張しておりますが、当第1四半期連結会計期間末の当社のイントラストへの投融資額(850,000千円、預金担保提供を含む)は連結純資産額(5,207,007千円)の2割弱を占めており、また今後の家賃保証契約の増加に伴い、立替家賃等の資金需要も増大し、更なる資金支援が必要となると見込まれます。

当社グループは、残された経営課題である「収益力の回復」へ向けコアビジネスである投資銀行事業の再強化を進めております。イントラストへ投下した資金を早期に回収しコアビジネスへ再投下することで、更なる収益力の拡大とアセットの効率化を実現することが経営施策上重要と考え、当社が保有する全株式をPrestige International (S) Pte Ltd. (親会社：株式会社プレステージ・インターナショナル 大阪証券取引所ヘラクレス市場上場)へ譲渡し、また当社からイントラストへの貸付債権も併せて譲渡することと致しました。

(2) 株式譲渡、債権譲渡する子会社の概要

商号	株式会社イントラスト
事業の内容	滞納家賃保証事業
所在地	東京都港区虎ノ門一丁目22番16号
代表者	代表取締役社長 桑原 豊
資本金	200,000千円
当社との取引関係	当社は当該会社に対し貸付けを行っております。

(3) 株式譲渡、債権譲渡の相手先の概要

商号	Prestige International (S) Pte Ltd.
事業の内容	BPO(ビジネス・プロセス・アウトソーシング)事業
所在地	583 Orchard Road, #09-03 Forum, SINGAPORE 238884
代表者	代表取締役社長 赤尾 喜子
資本金	3,350,000シンガポールドル
当社との取引関係	特記すべき事項はありません。

(4) 譲渡株式数、譲渡価額及び譲渡後の持分比率

譲渡株式数	1,950株
譲渡価額	10,000千円
譲渡後の持分比率	0%

(5) 譲渡債権の内容、譲渡価額

譲渡債権の内容	貸付金650,000千円
譲渡価額	390,000千円



(6) 株式譲渡及び債権譲渡に関する損益

関係会社整理損失引当金繰入額 296,360千円

(7) 日程

平成22年2月1日	取締役会決議
平成22年2月2日	株式・債権譲渡契約締結
平成22年2月3日	株式譲渡と債権譲渡の実施

2. 社債権者の選択による新株予約権付社債の繰上償還

当社は、当社発行の2012年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（以下、「本社債」といいます。）について、社債権者の選択による繰上償還に係る事前通知があった対象額面金額2,560,000千円に関し、平成22年2月8日に繰上償還を行いました。

(1) 繰上償還した社債の銘柄、繰上償還の方法、償還額及び時期

銘柄：2012年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債

方法：社債権者の選択による繰上償還に係る事前通知を受けたことによる繰上償還

償還額：2,560,000千円

時期：平成22年2月8日

(2) 償還のための資金調達の方法

自己資金にて、繰上償還いたしました。

(3) 社債の減少による支払利息の減少見込額

本社債は、ゼロクーポンであるため支払利息の減少はありません。

(4) 業績に与える影響

業績に与える影響はありません。

## 2【その他】

### 重要な訴訟事件等

当社は、平成20年8月13日付で、丸紅株式会社及び齋藤栄功に対し、損害賠償請求訴訟を提起しております。本件は、齋藤栄功と丸紅株式会社の元従業員らが共同して、丸紅株式会社の主導する病院再生事業への投資名目で当社を含む多数の投資家から資金を詐取した一連の詐欺事件につき、当社がその被害回復のため、提起に至っております。

（請求金額）

2,490,000千円及びこれに対する平成19年12月20日から支払済みまでの年5分の割合による遅延損害金

（提訴先）

丸紅株式会社

齋藤栄功（株式会社アスクレピオス 元代表取締役）

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年2月13日

フィンテックグローバル株式会社  
取締役会 御中

清和監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 笥 悦生 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 南方 美千雄 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 木村 喬 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているフィンテックグローバル株式会社の平成20年10月1日から平成21年9月30日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、フィンテックグローバル株式会社及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第1四半期連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 追記情報

継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況に記載されているとおり、会社は前連結会計年度において営業損失8,240,303千円を計上しており、当第1四半期連結会計期間においても営業損失1,800,825千円を計上した。当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営者の対応等は当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は、継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を四半期連結財務諸表には反映していない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月12日

フィンテックグローバル株式会社  
取締役会 御中

清和監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 笥 悦生 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 南方 美千雄 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 木村 喬 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているフィンテックグローバル株式会社の平成21年10月1日から平成22年9月30日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、フィンテックグローバル株式会社及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 追記情報

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前連結会計年度までに2期連続して重要な営業損失を計上したことに引き続き、当第1四半期連結累計期間においても営業損失503,952千円を計上した。当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は、継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表には反映されていない。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成22年2月1日開催の取締役会において、連結子会社である株式会社イントラストの全株式及び同社に対する債権を譲渡することを決議し、平成22年2月3日に譲渡している。
3. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成22年2月8日に2012年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債について、社債権者の選択による繰上償還に係る事前通知があった対象額面金額2,560,000千円の繰上償還を実施した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。